

関東大学女子バスケットボール連盟 規約

第1章 名称

本連盟は関東大学女子バスケットボール連盟と称し、その事務所を東京都渋谷区桜丘町 27-2 第2シバビル3階 に置く。

第2章 目的

本連盟は加盟大学各員の心と身体を健全に育成し、相互の親睦を深めるとともに技術の向上を図り、日本の大学女子バスケットボールの普及と発展に寄与することを目的とする。

第3章 組織

1. 本連盟の設立日は、1951年4月1日とする。
2. 本連盟は、一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟に所属する。
3. 本連盟は関東地区において第2章の目的に賛同し、本連盟に加盟するところの大学をもって組織する。
4. 本連盟に加盟する大学チーム所在地は、当該大学の本部所在地とする。

第4章 事業

本連盟は第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 事業内容
①競技会 ②懇親会 ③講習会 ④その他本連盟の目的を達成するのに必要な事業
2. 事業年度
本連盟の事業年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。
3. 加盟大学の義務
加盟大学は本連盟の全事業に参加しなければならない。大会への参加については、本連盟が主催する大会を最優先しなければならない。但し、正当な理由がある場合はこの限りではない。

第5章 役員及び学生役員

1. 本連盟には次の役員及び学生役員をおく。本連盟には名誉会長、名誉顧問をおくこともできる。

役員

- ①会長 1名
- ②副会長 若干名
- ③常任顧問 若干名
- ④顧問 若干名
- ⑤参与 若干名
- ⑥理事長 1名
- ⑦副理事長 若干名
- ⑧常任理事 若干名
- ⑨理事 30名以内(⑥⑦⑧を含む)
- ⑩監事 2名
- ⑪リーグ戦担当委員 若干名
- ⑫代議員

学生役員

- ①委員長 1名
- ②副委員長 若干名
- ③常任委員 若干名
- ④委員 各大学1名以上
- ⑤代表委員

2. 任務

役員

- ①会長は本連盟を代表する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- ③常任顧問、顧問、参与は本連盟に重要な事項がある場合、会長の諮問に応ずるものとする。
- ④理事長は理事会を代表し、本連盟の事業を総括する。
- ⑤副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある場合はその職務を代行する。
- ⑥常任理事は、本連盟の事業の企画・運営を遂行する。
- ⑦理事は本連盟の事業に対し、検討・具申を行う。
- ⑧代議員は役員を選出、推薦、承認を行う。
- ⑨監事は本連盟の会計を監査する。

学生役員

- ①委員長（学生）は理事長を補佐する。
- ②委員長（学生）は委員会を代表し、学生の全体委員会を招集して、その議長となり、本連盟の運営及び事業を統括する。
- ③副委員長（学生）は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合はその職務を代行する。
- ④委員長（学生）、副委員長（学生）、常任委員（学生）及び代表委員（学生）は本連盟の業務を遂行する。
- ⑤委員（学生）は委員長（学生）の下で全体委員会を組織し、必要とされる事項について決議し、その決議を理事会に付託する。さらに委員長（学生）の要請によって本連盟の業務も遂行する。

3. 任期

役員 任期は2年とする。

学生役員 任期は1年とする。

4. 選出

役員及び学生役員の選出は以下の順序で行なう。

役員

- ①代議員は加盟大学のバスケットボール部責任者（部長）が部長、監督、コーチ、卒業生及びバスケットボール関係者の中から1名を推薦する。
- ②会長は代議員会が選出する。
- ③理事長は、代議員会で代議員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- ④副会長、常任顧問、顧問、参与は代議員会が推薦し、会長が委嘱する。
- ⑤副理事長は、理事長が推薦し、代議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- ⑥常任理事及び理事・監事は理事長が推薦し代議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- ⑦代議員の他に本連盟の企画・運営に必要な理事（推薦理事）を理事長は推薦できる。
推薦理事は代議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

学生役員

- ①委員（学生）は加盟大学より1名以上選出する。

- ②非加盟大学から選出する場合は、当該学生の所属大学から同意を得るものとする。
- ③委員長（学生）は常任委員会で常任委員の互選により選出し、全体委員会で承認を得る。
- ④副委員長（学生）は委員長の推薦により選出し、全体委員会で承認を得る。
- ⑤常任委員は委員長が推薦し、全体委員会の承認を得て委員長が委嘱する。

第6章 会議

1. 本連盟には次の通り会議をおく。
 - ①代議員会 ②理事会 ③常任理事会 ④全体委員会（学生） ⑤常任委員会（学生） ⑥代表委員会（学生）
2. 会議に関する規定は次の通りとする。但し全体委員会については別の規定を設ける。
 - ①会議開催の通知は緊急の場合を除き2週間前に行う。
 - ②会議は構成員の半数以上の出席をもって成立する。委任状は出席数として認められる。
 - ③会議の議決は出席者（委任状は除く）の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
3. 代議員会
 - ①役員選出を伴う代議員会は代議員によって構成する。
 - ②役員選出を伴う代議員会は前年度の理事長が召集し、会長、理事長の選出、副会長、常任顧問、顧問、参与の推薦、副理事長、常任理事、委員及び監事の承認を行う。
 - ③役員選出を伴わない代議員会は会長、副会長及び代議員で構成する。
 - ④代議員の2分の1の賛同がある場合、理事長は会を招集することができる。
4. 理事会
 - ①理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成する。
 - ②理事会は理事長が召集し、次の事項について審議決定する。
 - (1) 新加盟、脱退に関する事項
 - (2) 競技会に関する事項
 - (3) 年間の予算、決算に関する事項
 - (4) 加盟大学に関する事項
 - (5) 規約、細則の改正及び補足に関する事項
 - (6) 会長、理事長が必要と認めた事項
5. 常任理事会
 - ①常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成する。
 - ②常任理事会には、総務、企画、競技、広報、渉外、財務、強化、審判、規則の各部を設置する。
 - ③常任理事会は理事長が召集し、必要な事項について審議する。
6. 全体委員会
 - ①全体委員会は委員長（学生）、副委員長（学生）、常任委員（学生）、委員（学生）の全員をもって構成する。
 - ②全体委員会は次の場合に開催する。
 - (1) 委員長（学生）が必要と認めた場合。
 - (2) 加盟大学の3大学以上の要請のある場合。

③全体委員会に関する規定は次の通りとする。

(1) 会議開催の通知は緊急の場合を除き、2週間前に行う。

(2) 会議は加盟大学の3分の2以上の出席をもって成立する。その議決は出席大学の半数以上をもって決定する。

(3) やむを得ぬ事情によって委員が欠席する場合は、委員長（学生）の許可を得てその代理者を会議及び議決に参加させることができる。

7. 常任委員会

①常任委員会（学生）は委員長（学生）、副委員長（学生）、常任委員（学生）で組織する。

②常任委員会（学生）は必要に応じて委員長（学生）が召集し、重要事項を審議する。

8. 代表委員会（学生）

①代表委員会（学生）は委員長（学生）、副委員長（学生）、常任委員（学生）、代表委員（学生）をもって組織する。

②代表委員会（学生）は必要に応じて委員長（学生）が召集し、主としてリーグ戦の運営の業務を行う。

第7章 加盟、脱退及び活動休止

1. 加盟

本連盟に加盟を希望する場合は必要とされる事項が記入された書類を作成しその書類を添えて、委員長（学生）宛に申し込み、理事会の承認を得なければならない。

2. 脱退

本連盟より脱退を希望する加盟大学は、委員長（学生）宛に理由書を提出し、理事会の承認を得て脱退とすることができる。

3. 活動休止

本連盟に加盟しながら、やむを得ない事情によりその年度の全ての連盟の活動に参加できない大学は、活動休止届け及び理由書を委員長（学生）宛に提出し、理事会の承認を得てその年度の活動を休止することができる。

[第7章の、1の加盟、3の活動休止については細則を設ける。]

第8章 登録

1. 方法

①本連盟へのチーム登録は加盟大学、1大学につき1チームとする。

②加盟大学は、その所在地の各都道府県協会を通じて公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、（公財）日本バスケットボール協会とする）に加盟料を添えて加盟登録し、併せてその所属選手について登録料を添えて個人登録しなければならない。

③毎年加盟のときに必要とされる事項及び外国籍学生については最初の選手登録の際、所属大学の責任者の証明書（在学証明書）及び競技歴を添付する。

④登録用紙は本連盟の指定したものとする。

⑤登録名簿に記載のない者は本連盟に関する競技会に出場することはできない。

⑥加盟大学は登録選手が部を離れたり、他大学に移動したりした場合、あるいは新しく選手が入部した場合には登録抹消届け、あるいは選手追加登録届けを委員長（学生）に提出しなければならない。

2. 期間

チーム登録の期間は原則として4月末日とし、期日は委員長（学生）が決定する。この時期を遅れてチーム登録をする際は理事会の承認を必要とする。選手の追加登録は何時でも可能だが、委員長（学生）が定めた期日までに行わないと大会には参加できない。

[第8章の、「1、方法 ③外国籍学生の登録については細則を設ける。」]

第9章 競技会及び競技資格

本連盟は次の競技会を行う。

1. 競技会

- ①関東大学女子バスケットボール選手権大会。
- ②関東大学女子バスケットボール新人戦。
- ③関東大学女子バスケットボールリーグ戦。
- ④その他の競技会。

2. 競技者資格

本連盟に加盟する大学の在学学生で、本連盟競技者名簿に登録しており、所在地の各都道府県協会を通じて（公財）日本バスケットボール協会にその登録料を添えて個人登録を済ませた者に限り競技者として資格を持つ。

但し、次の場合の者は出場資格を得られない。

- ①本連盟から資格を停止又は剥奪された者。
- ②停止処分を受けて未だ処分の解除をされていない者。
- ③聴講生（科目等履修生を含む）、研修生、通信教育生、専攻科学生、大学院生、学士入学生、短期留学生、交換留学生、語学研修生。
- ④選手登録が次の回数を超える者。
 - (1) 短期大学の学生については、2年制の場合は2回、3年制の場合は3回。
 - (2) 大学の学生については、4回。

但し、学士課程が6年間の学部の学生については6回。

競技者の資格に疑いを生じた場合は理事会に於いて審議する。

第10章 会計

- ①本連盟の会計年度は事業年度と同じものとする。
- ②本連盟の運営は（公財）日本バスケットボール協会への加盟・登録料及びその他の収入をもってこれにあてる。
- ③本連盟の加盟大学は毎年4月末日までに（公財）日本バスケットボール協会への登録及び加盟・登録費の納入を済ませなければならない。
- ④諸費用はこれを返還しない。

第11章 罰則

本連盟の規則及び付則、細則に反する加盟大学は理事会の決議によって除名又はその他の処分をする。

第12章 附則

- ①その他理事会決定の通達事項は本規約に準ずるものとする。
- ②本連盟の規約は理事会の決議を経て改正及び補足を行う。
- ③本連盟の施行に関し、必要となる事項には細則を定める。細則の改廃も理事会の決議によって行う。
- ④本連盟の規約は1970年2月11日より施行する。
- ⑤1992年10月改正、1993年2月1日より施行。
- ⑥1998年4月3日改正、同日より施行。
- ⑦2000年4月5日改正、同日より施行。
- ⑧2000年6月29日改正、同日より施行
- ⑨2000年11月13日改正、同日より施行。
- ⑩2002年5月24日改正、6月1日より施行。
- ⑪2008年2月23日理事会にて改定、3月1日より施行する。
- ⑫2014年6月25日理事会にて改定、同日より施行する。
- ⑬2016年2月20日理事会にて改定、同日より施行する。
- ⑭2018年2月24日理事会にて改定、4月1日より施行する。

但し、第4章「2、事業年度」については、2018年2月1日より1月末日までを2018年度第1期、2018年4月1日より2019年3月末日までを2018年度第2期とする。

- ⑮2020年2月29日改定、同日より施行する。
- ⑯2022年6月22日改定、同日より施行する。
- ⑰2023年2月25日改定、同日より施行する。

細則

加盟

加盟に必要な事柄。

- ①大学名、所在地の住所、電話番号。
- ②学長・総長等大学を代表する責任者の氏名、印。
- ③バスケットボール部の責任者（部長）の氏名、印、住所、電話番号。
- ④バスケットボール部の指導者（監督及びコーチ）の氏名、住所、電話番号。
- ⑤学生責任者の氏名、住所、電話番号。
- ⑥本連盟の代議員として推薦する者の氏名、住所、電話番号。
- ⑦本連盟の委員となる者の氏名、住所、電話番号。

活動休止

本連盟に加盟しながら、やむを得ない事情によりその年度の全ての連盟の活動に参加できない大学は、活動休止届け及び理由書を委員長（学生）宛に提出し、理事会の承認を得てその年度の活動を休止することができる。

1、目的

この細則を設けた目的は活動休止に関する手続き、措置を明確にし、この活動休止の規則をより良く運営するためである。

2、活動休止大学の取り扱い

活動休止届け及び理由書を委員長（学生）宛に提出し、理事会の承認を得た大学は当該年度の活動休止大学とする。

3、活動休止の取り消し

活動休止大学となった大学が次年度以降に登録を行った場合、活動休止を取り消しとする。

登録

1、方法

- ①チーム登録は加盟大学、1大学につき1チームとする。
- ②加盟大学は毎年所在地の各都道府県協会を通じて（公財）日本バスケットボール協会に加盟料を添えて加盟登録し、且つその所属選手について登録料を添えて個人登録しなければならない。
- ③加盟大学は毎年その所属選手名簿を原則として4月末日までに、所在地の各都道府県協会への加盟登録及び個人登録の写しを添付し、本連盟へ登録しなければならない。
- ④選手の移動は、その都度所在地の各都道府県協会を通じて（公財）日本バスケットボール協会に報告し、本連盟委員長（学生）の承認を得なければならない。
- ⑤選手の追加登録は、その都度所在地の各都道府県を通じて（公財）日本バスケットボール協会に登録料を添えて個人登録し、且つその写しを添付して本連盟に報告し、本連盟委員長（学生）の承諾を得なければならない。
- ⑥毎年加盟の際に必要なとされる事項及び所属選手名簿を委員長（学生）宛に提出（選手登録）しなければならない。但し、外国籍学生については最初の選手登録の際、所属大学の在学

証明書及び競技歴を添付する。

外国籍選手

1、目的

この細則を設けた目的は、国際交流の活発化に鑑み、外国籍学生選手〔以下外国籍選手という〕に関する事柄を一括してまとめることにより、外国籍学生に対する対応を円滑且つ正確に行うためである。

2、外国籍選手の定義

- ①外国籍選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。
- ②日本国籍を持たなくとも、「教育基本法」・「学校教育法」で定める日本での小学校教育及び中学校教育・中等教育学校の前期部分（義務教育）を修了したものは、日本人選手と同等と見なす。

3、外国籍選手の登録

- ①当該大学にその大学の修業年限において単位を履修する目的で入学した者に限る。
 - (イ)「学部学生」に限り、「短期留学生」、「交換留学生」、「語学研修生」、「聴講生」、「科目等履修生」、「研究生」、「通信教育生」、「専攻科生」、「大学院生」、「学士入学生」等は含まない。
 - (ロ)登録に際しては、所属する各都道府県協会に提出した書類の写し、及び所属大学の証明書（在学証明書）並びに外国での大学の競技歴（高校・大学）を添付しなければならない。
 - (ハ)外国籍学生の選手登録の回数は、外国の大学で登録した回数も加算する。
- ②日本の高等学校を卒業し、大学に入学した外国籍選手は、高等学校の卒業証明書及び大学の在学証明書を提出することで、上記（ロ）の書類に代えることができる。

4、外国籍選手の競技資格

- ①エントリーにおいては、数に制限は設けない。
- ②競技中、同時にプレイできる外国籍選手は1名とする。（オンザコート1）

各部の役割分担

総務部

- ①規約・規定に関する一切。
- ②他団体との関係、連絡、調整に関する一切。
- ③各事業に関する役員、組織及び規定にない人事に関する一切。
- ④会議の設定と運営に関する一切と議事録の作成。
- ⑤文書の受発信、作成、保管及び諸職印の管理。
- ⑥式典、表彰、親睦会の立案と施行。（招待、接待を含む）
- ⑦慶弔に関する一切。
- ⑧事務所の維持、管理に関する一切。
- ⑨器具・備品や消耗品の購入、管理。

⑩他の部で扱えない事柄の一切。

企画部

- ①中長期にわたる事業とその運営について基本計画の立案。
- ②観客動員、財政基盤の改善・改良の計画の立案。
- ③新規の事業の企画の立案とその計画書の作成。
- ④各大会の広告・宣伝のための企画立案とその実施。
- ⑤上記4事項にかかわる関係諸団体との折衝。

競技部

- ①各競技大会の形態に関する計画の立案。
- ②年間の競技大会のスケジュールと各競技大会の日程の作成に関する一切。
- ③前項に関する競技場の確保、調整。
- ④年度の登録の受付と審査及び競技者の資格審査。
- ⑤各競技大会の大会要綱、競技規則の作成。

広報部

- ①報道機関への本連盟に関する記録情報の提供及び発表に関する一切、ならびにそれらの記録の整理・保管。
- ②報道機関関係者との接触、親睦、連絡、折衝に関する一切。

渉外部

- ①各大会に於ける広告提供の企業の渉外に関わる業務。
- ②パンフレット、プログラム、ポスターなどの印刷物及び広告宣伝に関する企画、作成、実施。

財務部

- ①長期・中期の財務計画の立案。
- ②年度の収支予算の編成と執行。
- ③年度の収支決算の作成。
- ④②、③の項に関する一般の会計業務。
- ⑤競技大会及びその他の事業の収支予算の編成と執行。
- ⑥競技大会及びその他の事業の収支決算の作成。
- ⑦⑤、⑥の項に関する一般会計業務。
- ⑧②から⑦に係わる帳簿などの整備、保管。

強化部

- ①本連盟に属するチームと選手の競技力の向上のための企画立案とその実施。
- ②指導者の育成、強化を援助する講習会、行事などの企画立案と実施の業務に関する一切。

審判部

- ①本連盟が企画する全ての大会に於けるルールの設定、及び競技に関する審判の一切。
- ②各競技大会に於ける審判員のスケジュールの作成と審判に関する一切。
- ③審判員の育成のための企画立案と実施に関する業務の一切。